

の が始まります

引き落としされるのは、昨年の年金所得の金額から計算した市県民税のみです

特別徴収の対象者で公的年金以外に給与や事業所得などがある人は、公的年金所得以外に係る市県民税は今までどおりの納付方法となります。

本人の希望で徴収方法を選択することは出来ません

地方税法により、対象者は年金所得の金額から計算した税額については、「年金から特別徴収するもの」とされていますので、納税義務者が徴収方法を選択することはできません。

翌年度（22年度）の4月・6月・8月は今年度の2月の税額と同額を徴収します

市県民税の税額は、所得の確定する6月以降でなければ決定しません。そのため翌年度（22年度）の市県民税については、前半（4月・6月・8月）は、今年度の2月と同額を仮徴収税額として年金から徴収し、後半（10月・12月・2月）に残りの税額を徴収します。

年金特徴

Q&A

質問

「平成22年の3月31日に65歳になります。来年度から年金の所得分の市県民税は、年金から引き落としされるのですか？」



Question

お答えします

平成22年度から年金からの特別徴収の対象者になります。新たに対象者になった人は、年税額の半分を2回【1期（6月）・2期（8月）】に分けて普通徴収で納付していただき、残り半分の、3回（10月・12月・2月）に分けて年金から特別徴収します。前年から継続して特別徴収される人は、年金所得に係る市県民税については、すべて年金から納めていただきます。なお、対象外となることもありますので、今回のお知らせでご確認ください。

Answer